

資料編

資料1 まちづくり指標一覧

1. いきいきと暮らし共に支え合うまちをつくる

No.	指標名	定義
1	過去1年間にがん検診を受けた人の割合	意識調査で、「過去1年間にがん検診を受けた」と答えた人の割合
2	健康寿命	65歳に達した者が自立した生活を送る期間(介護保険制度の要介護2以上になるまでの期間)
3	特定健康診査受診率	市が実施する特定健康診査の受診者数/対象者数×100
4	医療機関・医療体制に関する満足度	意識調査で、医療機関及び医療体制に「満足している」「どちらかといえば満足している」と答えた人の割合
5	夜間・休日などの救急医療体制に関する満足度	意識調査で、夜間や休日の救急医療体制に「満足している」「どちらかといえば満足している」と答えた人の割合
6	国民健康保険税収納率	徴収額/調定額×100
7	ジェネリック医薬品利用率	ジェネリック医薬品の数量/ジェネリック医薬品のある先発薬医薬品の数量+ジェネリック医薬品の数量×100
8	就労支援を受けて自立した人の割合	就労により生活保護を受けなくなった人の数/就労支援を受けた人の数×100
9	近隣に頼れる人がいる市民の割合	意識調査で、「いざという時に頼れる近所の人がいる」と答えた人の割合
10	ボランティアセンター登録者数	行田市社会福祉協議会のボランティアセンターに登録している人の数
11	介護予防事業への参加者数	介護予防を目的とした各種事業への年間参加者数
12	「通いの場」設置数	高齢者が気軽に集える場「通いの場」の設置数
13	北埼玉障がい者生活支援センター相談件数	北埼玉障がい者生活支援センターにおける市民からの相談件数
14	障がい者雇用率	ハローワーク行田管内における、各事業主が雇用する労働者数に応じた障がいのある人の雇用割合
15	いきいき・元気サポーター登録者数	いきいき・元気サポート制度のサポーター登録者数
16	シルバー人材センター会員数	行田市シルバー人材センターに会員として登録している人の数

2. 未来をひらく人材をはぐくむまちをつくる

No.	指標名	定義
17	乳幼児健康診査受診率	市が実施する乳幼児健診の受診者数／健診対象者数×100
18	ファミリー・サポート・センター登録者数	毎年3月31日時点のファミリー・サポート・センターの会員登録者数
19	保育所入所待機児童数	毎年4月1日時点の保育所入所待機児童数
20	学童保育室入室待機児童数	毎年4月1日時点の学童保育室入室待機児童数
21	放課後子ども教室参加児童数	放課後子ども教室に参加している児童数
22	全国学力・学習状況調査で県平均を上回る教科数(小学校)	小学校6年生の国語・算数のうち、県平均を上回る教科の数
23	全国学力・学習状況調査で県平均を上回る教科数(中学校)	中学校3年生の国語・数学・英語のうち、県平均を上回る教科の数
24	新体力テストで県平均を上回る種目数(小学校)	小・中学校における新体力テストにおいて、県平均を上回る種目数
25	新体力テストで県平均を上回る種目数(中学校)	小・中学校における新体力テストにおいて、県平均を上回る種目数
26	ICTを児童・生徒に活用させている教員の割合	アンケート調査で、課題や学級活動において、「ICTを児童・生徒に活用させている」と答えた教員の割合
27	地域に愛着や誇りを感じている市民の割合	意識調査で、地域に愛着や誇りを「感じている」「ある程度感じている」と答えた人の割合
28	学校の校舎等のトイレの洋式化率	校舎、屋内運動場及び屋外トイレのうち洋式化が完了している箇所の割合
29	子ども見守りボランティアの協力者数	登下校時の見守りなどのボランティア活動を行っている人の数(児童100人あたり)
30	小学校における不登校児童数	小学校における不登校児童の数(年間累計)
31	中学校における不登校生徒数	中学校における不登校生徒の数(年間累計)
32	子どもを対象とした地域のイベントに参加したことがある市民の割合	意識調査で、子どもを対象とした地域のイベントに「参加したことがある」と答えた人の割合
33	人口一人当たり貸出冊数	市民一人当たりの一般書・児童書の貸出冊数

No.	指標名	定義
34	若年層を対象とした講座の参加者数	幼児学級、少年少女教室、家庭教育学級等の若年層を対象とした講座の参加者数
35	スポーツ・レクリエーション施設に関する満足度	利用者アンケートで、スポーツやレクリエーション関連施設の充実度に「満足している」「どちらかといえば満足している」と答えた人の割合
36	スポーツイベントに参加した市民の割合	意識調査で、過去1年間にスポーツイベントに「参加した」と答えた人の割合
37	指定・登録文化財の件数	国・県・市が指定、登録している文化財の件数
38	郷土芸能を継承している団体数	郷土芸能(獅子舞)を継承し活動している団体の数
39	足袋や足袋蔵などの文化と伝統を誇りに感じている市民の割合	意識調査で、足袋の文化や足袋蔵などを「誇りに感じる」「ある程度誇りに感じる」と答えた人の割合
40	文化・芸術に関心のある市民の割合	意識調査で、過去1年間に文化芸術を「鑑賞した」と答えた人の割合
41	人権啓発研修会等の参加者数	人権・同和問題地区別研修会、事業所人権教育研修会に参加する延べ人数
42	人権教育講演会や講座の参加者数	人権教育合同学習講演会及び人権教育講座に参加する延べ人数
43	国際交流イベントへの参加者数	市が開催する国際交流イベントの参加者数

3. 安全で安心して暮らせるまちをつくる

No.	指標名	定義
44	防災訓練を実施している自主防災組織の割合	自主防災組織調査で、防災訓練を「実施している」と答えた組織の割合
45	避難情報等を受信できるサービスの登録者数	避難情報等を受信できる電話やSNS等サービスの登録者数
46	普通救命講習修了者数	普通救命講習を修了した人数
47	住宅用火災警報器の設置率	無作為抽出による訪問調査で「設置している」と答えた世帯の割合
48	浮き城のまち安全・安心情報メール登録者数	浮き城のまち安全・安心情報メールの登録者の数

No.	指標名	定義
49	犯罪発生件数	行田警察署管内で発生した犯罪件数(年間累計)
50	交通事故発生件数	行田警察署管内で発生した人身事故の発生件数(年間累計)
51	消費生活講座の講座内容を理解できた人の割合	受講者アンケートで、講座内容を「理解できた」と回答した講座受講者の割合

4. 快適な住環境が整ったまちをつくる

No.	指標名	定義
52	歴史あるまち並みを誇りと感じている市民の割合	意識調査で、歴史あるまち並みに愛着や誇りを「感じている」「ある程度感じている」と答えた人の割合
53	行田市駅周辺の交通利便性や回遊性に関する満足度	意識調査で、行田市駅周辺の交通利便性や回遊性に「満足している」「どちらかといえば満足している」と答えた人の割合
54	行田駅周辺で、民間活力による土地利用が進んでいると感じている市民の割合	意識調査で、行田駅周辺で民間活力を活かした土地利用が進んでいると「感じている」「ある程度感じている」と答えた人の割合
55	耐震性を有する住宅ストックの割合	耐震性を有する住宅／住宅の総数×100
56	問題のある空き家の改善割合	改善(解体・修繕・利活用)件数／行田市老朽空き家等の適正管理に関する条例に該当する老朽空き家件数×100
57	市営住宅(中層住宅)の省エネ化率	共用部の照明器具がLED化された住宅数／住宅数×100
58	公園遊具更新率	更新等を実施した遊具数／遊具数×100
59	身近な公園の数や遊具に関する満足度	意識調査で、市内の身近な公園の数や遊具について「満足している」「どちらかといえば満足している」と答えた人の割合
60	水道事業経常収支比率	経常収益／経常費用×100
61	水道管路耐震化率	耐震管(耐震適合管含む)延長／市内総管路延長×100
62	幹線道路の交通網に関する満足度	意識調査で、道路の交通網に「満足している」「どちらかといえば満足している」と答えた人の割合
63	生活道路の整備に関する満足度	意識調査で、身近な生活道路の整備状況に「満足している」「どちらかといえば満足している」と答えた人の割合

No.	指標名	定義
64	修繕が完了した橋りょうの割合	修繕が完了した橋りょう数／橋りょう数×100
65	市内循環バスの利用者数	市内循環バス全路線の年間利用者数
66	デマンドタクシーの利用件数	デマンドタクシーの年間利用件数
67	温室効果ガスの総排出量	市有施設におけるCO2の総排出量
68	下水道整備率	下水道整備面積(供用開始面積)／事業認可面積×100
69	下水道接続率	下水道処理区域内水洗化人口／下水道処理区域内人口×100
70	環境美化活動・環境保全活動に参加したことがある市民の割合	意識調査で、清掃活動や自然環境を保全する活動に「参加したことがある」と答えた人の割合
71	ごみ収集処理に関する満足度	意識調査で、ごみ収集体制について「満足している」「どちらかといえば満足している」と答えた人の割合
72	再生利用率(焼却灰等の減量化を含む)	再生利用量(紙類・布類・金属類・ガラス類・小型家電・乾電池・蛍光管・焼却灰・飛灰+集団回収量)／(総ごみ処理量+集団回収量)

5. 個性ある魅力を高めるまちをつくる

No.	指標名	定義
73	主要観光施設入込客数	古代蓮会館及び駐車場、郷土博物館、はにわの館、さきたま史跡の博物館、ぶらっと♪ぎょうだの合計入込客数
74	来訪者満足度	観光客を対象にしたアンケート調査で「満足」と答えた人の割合
75	観光消費額	観光客を対象にしたアンケート調査等を基に算出した市内での年間消費額
76	起業家支援助成店舗数	起業家支援事業助成金を活用し新たに市内で起業した人の件数
77	魅力ある店舗が多いと感じている来訪者の割合	観光客をはじめとした来訪者向けアンケート調査で、市内に魅力ある店舗が多いと感じていると答えた来訪者の割合
78	製造品出荷額等	工業統計調査における製造品出荷額等の数値
79	融資申込件数	経営の安定等を目的とした、市の融資制度への申込件数
80	市内企業数	市内の法人税均等割納税義務者数

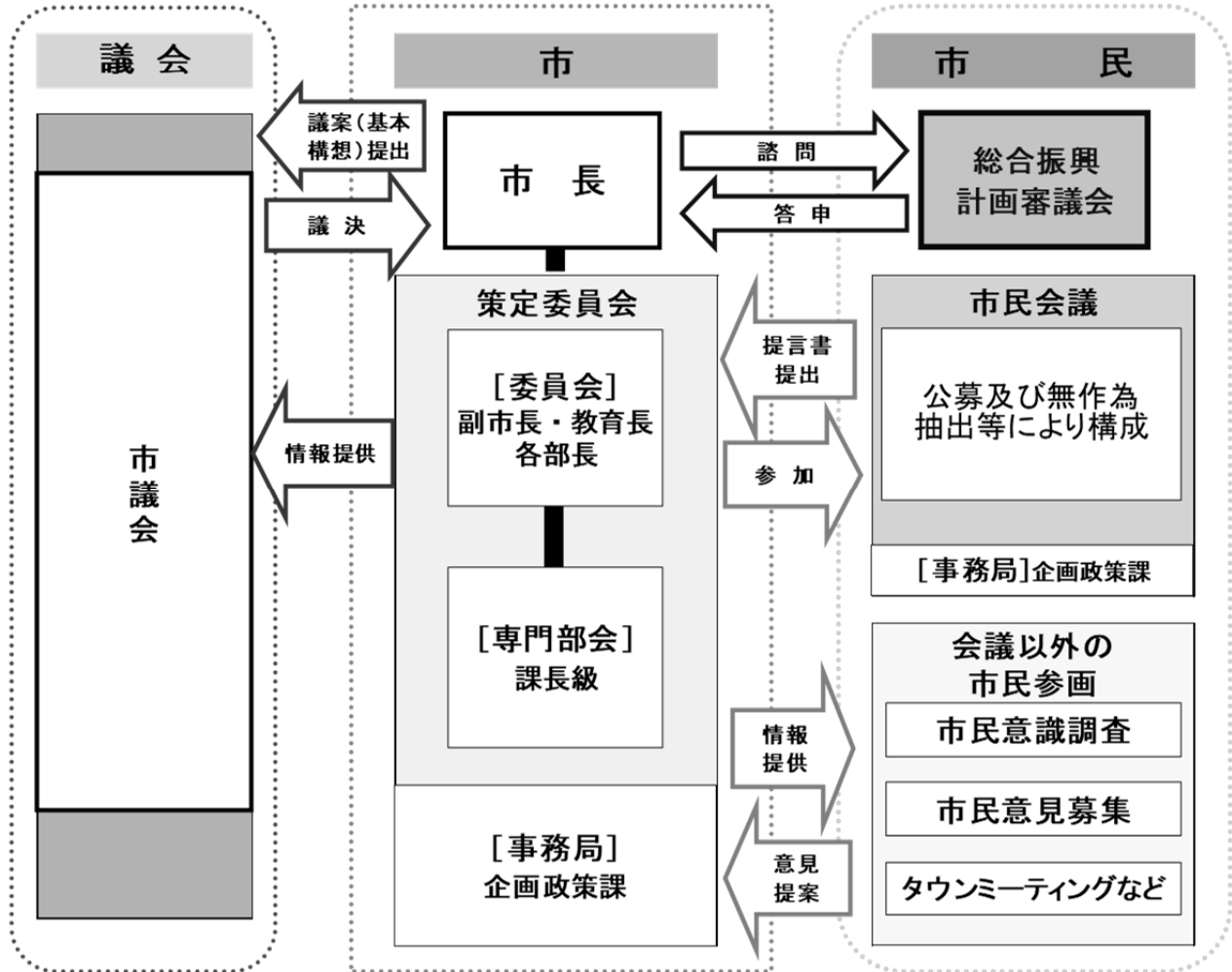
No.	指標名	定義
81	従業者数	工業統計調査による従業者数
82	耕作放棄地面積	荒廃農地の発生・解消状況調査で算出した面積
83	認定農業者の農地中間管理事業集積面積	認定農業者が農地中間管理機構を介して集積している農地の面積
84	担い手の農地利用集積率	認定農業者、認定新規就農者等の市内農地利用集積率
85	市内直売所等の販売額	JAほくさい行田農産物直売所とはちまんマルシェ(旧軽トラ朝市)の合計販売額
86	農業体験イベント数参加者数	市内で実施されている体験型農業イベントへの参加者数

計画の推進

No.	指標名	定義
87	市民との協働による行政運営	意識調査で、行政運営のあり方として、「市民や民間との協働によって進めることが望ましい」と答えた人の割合
88	市ホームページに関する満足度	意識調査で、市ホームページの情報量や分かりやすさについて、「満足している」「どちらかといえば満足している」と答えた人の割合
89	SNS 市公式アカウント登録者数	SNS(Twitter や Facebook、LINE 等)市公式アカウントの合計登録者数
90	自治会加入率	自治会に加入している世帯数／全世帯数×100
91	地域活動への参加意向	意識調査で、様々な地域活動に「積極的に参加したい」「求められれば参加したい」と答えた人の割合
92	審議会等における女性委員の割合	市の附属機関等(審議会・委員会など)における女性委員の数／全委員数×100
93	窓口サービスの満足度	意識調査で、市役所窓口の対応や利用しやすさに「満足している」「どちらかといえば満足している」と答えた人の割合
94	市税収納率(現年及び過年度分)	市税の収入済額／市税の調定額×100
95	将来負担比率	将来負担額／財政規模×100(※) ※(将来負担額－(充当可能基金額＋特定財源見込額＋基準財政需要額算入見込額))／(標準財政規模－基準財政需要額算入額)×100

資料2 策定の経緯

1 策定体制



2 策定経過

■令和元年（2019年）

月日	内容
7月25日～8月9日	市民意識調査
10月5日	第1回みんなで目指すまちづくり会議
10月9日	第2回みんなで目指すまちづくり会議
10月28日	第1回総合振興計画策定委員会 専門部会全体会
11月5日	第1回総合振興計画策定委員会
11月12日	第1回総合振興計画審議会
11月16日	第3回みんなで目指すまちづくり会議
11月30日	第4回みんなで目指すまちづくり会議
12月16日	みんなで目指すまちづくり会議 提言書市長提出

■令和2年（2020年）

月日	内容
1月10日	第2回総合振興計画策定委員会 専門部会全体会
1月21日	第2回総合振興計画策定委員会
1月27日	第2回総合振興計画審議会
3月9日	第3回総合振興計画策定委員会 専門部会全体会
3月17日	第3回総合振興計画策定委員会
5月11日	第4回総合振興計画策定委員会 専門部会全体会
5月12日～5月14日※	第3回総合振興計画審議会
5月21日	第4回総合振興計画策定委員会
6月19日	第5回総合振興計画策定委員会 専門部会全体会
6月24日	第4回総合振興計画審議会
7月7日	第5回総合振興計画策定委員会
7月16日	第6回総合振興計画策定委員会 専門部会全体会
7月30日	第5回総合振興計画審議会
8月4日	第6回総合振興計画策定委員会
8月20日	第6回総合振興計画審議会
9月23日	総合振興計画審議会から市長への答申
9月27日～10月27日	計画（案）に対する市民意見募集
11月24日	12月定例市議会に基本構想案を上程
12月2日	総合振興計画基本構想審査特別委員会（正副委員長互選、審査日程等）

※第3回総合振興計画審議会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、3回に分けて実施。

■令和3年（2021年）

月日	内容
1月7日	総合振興計画基本構想審査特別委員会（基本構想第1章・第2章）
1月18日	総合振興計画基本構想審査特別委員会（基本構想第3章・第4章）
2月2日	総合振興計画基本構想審査特別委員会（委員長報告検討）
2月16日	3月定例会市議会において基本構想を議決
4月1日	第6次行田市総合振興計画がスタート

3 行田市基本構想の議決に関する条例

令和元年9月25日条例第8号

行田市基本構想の議決に関する条例

市の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づき、議会の議決すべき事件とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

4 第6次行田市総合振興計画審議会

(1) 行田市総合振興計画審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、行田市総合振興計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市長の諮問に応じ、市の総合振興計画の策定に関し、必要な調査及び審議を行うため、行田市総合振興計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員28人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 地方自治法第180条の5の規定に基づき設置する委員会の委員及び監査委員
- (3) 市内の公共的団体の役員又は職員
- (4) 知識経験を有する者
- (5) 公募の市民

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会)

第6条 審議会に、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

第7条 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

2 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条 審議会又は部会の会議は、それぞれ会長又は部会長が招集する。

2 審議会又は部会の会議の議長は、それぞれ会長又は部会長をもって充てる。

3 審議会又は部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会又は部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、総合政策部企画政策課において処理する。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則 (略)

(2) 審議会委員名簿

区分	選出団体・役職等	氏名	備考
第1号委員	行田市議会議員	高澤 克芳	副会長
	行田市議会議員	木村 博	
	行田市議会議員	橋本 祐一	
第2号委員	行田市教育委員会	岸田 昌久	
	行田市農業委員会	大関 守宏	
第3号委員	行田商工会議所	細井 保雄	
	南河原商工会	坂根 茂夫	
	行田市自治連合会	吉田 廣明／栗原 三郎	
	行田青年会議所	三島 透／小林 亘	
	行田市医師会	根本 和雄	
	ほくさい農業協同組合	荒岡 浩徳／野本 勝之	
	行田市民生委員・児童委員連合会	小林 定春	
	行田市社会福祉協議会	大谷 春美	
	行田市身体障害者福祉会	関口 正彦	
	行田市体育協会	町田 眞一	
	行田市文化団体連合会	大澤 由子	
	行田市PTA連合会	碓井 進太郎	
	行田市観光協会	高鳥 和子	
	第4号委員	ものづくり大学大学院	田尻 要
男女共同参画審議会		山崎 孝子	
第5号委員	公募市民	磯部 佑二	
	公募市民	今井 明	

(3) 審議経過

回	年 月 日	審 議 内 容
1	令和元年 11 月 12 日(火)	・委嘱状交付 ・総合振興計画策定の概要について ・行田市の現状について
2 (諮問)	令和2年1月 27 日(月)	・現行計画の検証について ・市長から会長へ計画案の作成を諮問
3	令和2年5月 12 日(火)、13 日 (水)、14 日(木)※	・基本構想案について
4	令和2年6月 24 日(水)	・基本構想修正案について ・基本計画第1章について ・基本計画第2章について
5	令和2年7月 30 日(木)	・基本計画第3章について ・基本計画第4章について ・基本計画第5章について
6	令和2年8月 20 日(木)	・基本計画第1章～第5章修正案について ・基本計画「計画の推進」について
答申	令和2年9月 23 日(水)	・会長及び副会長から市長へ案を答申

※第3回総合振興計画審議会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、3回に分けて実施



(4) 諮問

行企第1264号

令和2年1月27日

行田市総合振興計画審議会
会長 田尻 要 様

行田市市長 石井 直彦

第6次行田市総合振興計画について（諮問）

行田市総合振興計画審議会条例第2条の規定に基づき、第6次行田市総合振興計画について貴審議会に諮問します。

(5) 答申

令和2年9月23日

行田市長 石井 直彦 様

行田市総合振興計画審議会
会 長 田 尻 要

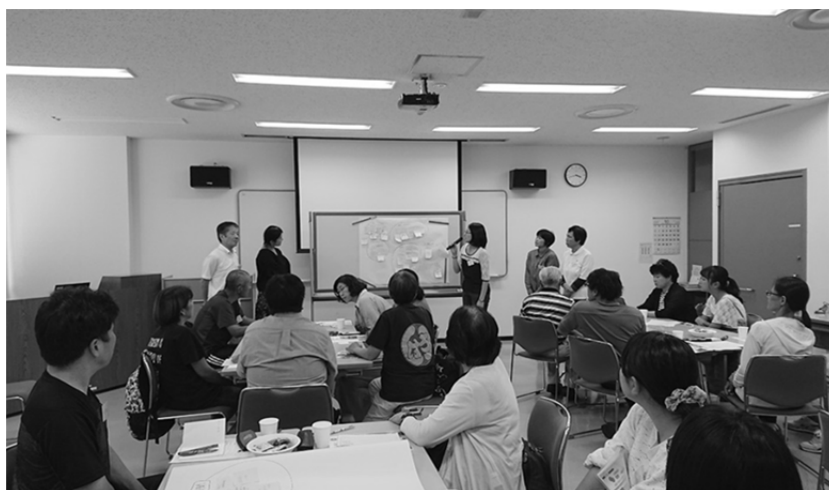
第6次行田市総合振興計画（案）について（答申）

令和2年1月27日付け行企第1264号で諮問のあった標記の件について、当審議会で慎重に審議した結果、別冊のとおり答申します。

5 市民参画

(1) みんなで目指すまちづくり会議

趣 旨	計画に市民の声を反映するため、市民 23 名で構成する市民会議をワークショップ形式で全4回開催し、提言書として取りまとめ、市長へ提出した。参加者の募集方法は、公募に加えて、普段、市政に声を届ける機会の少ない市民に参加いただけるよう、住民基本台帳から無作為抽出した 1,000 人に通知を郵送して参加を募った。		
実施期間	令和元年 10 月 5 日(土)～11 月 30 日(土)		
参加者数	23 名(うち無作為抽出 21 名・公募2名)		
内 容	第1回	10 月 5 日 (土)	行田市の良いところを市外の人に自慢するとしたら？
	第2回	10 月 19 日 (土)	自分の目指したいまちをイメージしよう
	第3回	11 月 16 日 (土)	目指したいまちを実現するためには？
	第4回	11 月 30 日 (土)	目指したいまちを実現するために「やるべきこと」「市民ができること」は？
	提言書提出	12 月 16 日 (月)	会議の代表者4名から市長に提言書を提出



(2) 市民意識調査

趣 旨	まちづくりに関する市民の意識や、現状の満足度、力を入れてほしい施策など、市民が市政に対してどのような意識や意見を持っているか、市政全般にわたる考えを広く聴き、その意向を把握した。
調査区域	市内全域
調査対象	市内在住の 18 歳以上の方
対象者数	3,000 人
調査方法	郵送配布、郵送回収
有効回収数	1,560
有効回収率	52.0%
実施期間	令和元年7月 25 日～令和元年8月9日

(3) 市民と市長のタウンミーティング

趣 旨	市長が市内 15 地域で市民と懇談し、各地域の実情や課題、市政に関する意見等を把握した。
実施期間	令和元年6月 28 日(金)～令和2年2月4日(火)で計 15 回
参加者数	延べ 632 名
備 考	このほか、平成 30 年度以前に実施した同様の取組み(市政懇談会)における意見についても、課題の抽出等にあたり参考としている。

(4) 市民意見募集手続 (パブリックコメント)

趣 旨	行田市市民意見募集手続要綱に基づき、第6次行田市総合振興計画(案)を公表し、市民等から幅広く意見を募集した。
実施期間	令和2年9月 28 日(月)～令和2年 10 月 27 日(火)の 30 日間
応募者数	4名
意見数	16 件

6 庁内体制

(1) 総合振興計画策定委員会設置規程

行田市総合振興計画策定委員会設置規程

(設置)

第1条 総合的かつ計画的な行政の運営を図るための総合振興計画の基本構想及び基本計画を策定するため、行田市総合振興計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、総合振興計画の策定及び調整とする。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は副市長、副委員長は教育長をもって充て、委員は職員の中から市長が任命する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会の会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第5条 委員会に、別表に掲げる専門部会を置き、第2条に規定する所掌事務について資料の収集、調査及び研究を行い、担当部門の関連事項について審議する。

2 専門部会に部会長、副部会長及び部会員若干名を置く。

3 部会長及び部会員は、職員の中から市長が任命する。

4 部会は、部会長が招集し、会議の議長となる。

5 各担当部門にわたる審議事項があるときは、部会長及び副部会長を委員とした専門部会全体会議を開くことができる。

(分科会)

第6条 専門部会の審議を円滑に進めるために、分科会を置くことができる。

2 分科会の構成員は、職員の中から部会長が任命する。

3 分科会にリーダーを置き、構成員の中から部会長が指名し、会務を総理する。

4 会議の招集は、部会長とリーダーが調整する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総合政策部企画政策課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成21年12月21日から施行する。

別表(第5条関係)

部会名及び名称	主な担当部門
まちづくり部会	都市基盤・土地利用・生活環境 等
福祉・健康部会	福祉・保健・医療 等
教育・文化部会	教育・生涯学習・文化・スポーツ 等
産業経済部会	産業経済・観光 等
自治体経営部会	行財政・市民参加 等

(2) 総合振興計画策定委員会構成

副市長、教育長及び部長級職員により構成。

基本構想及び基本計画の原案の検討を行った。

役 職	職 名
委員長	副市長
副委員長	教育長
委員	総合政策部長
〃	総務部長
〃	市民生活部長
〃	環境経済部長
〃	健康福祉部長
〃	都市整備部長
〃	建設部長
〃	学校教育部長
〃	生涯学習部長
〃	消防長
〃	議会事務局長

(3) 総合振興計画策定委員会 専門部会

各所属の課長級職員により構成。

それぞれの分野別に、基本構想及び基本計画の原案の検討・作成を行った。

[◎:部会長 ○:副部会長]

部会名	構成員	
所掌範囲		
まちづくり部会 第1部会	◎都市計画課長	○道路治水課長
土地利用構想・基本目標4	まちづくり推進幹 水道課長 空き家対策幹 営繕課長 農政課長 地域づくり支援課長	下水道課長 建築開発課長 管理課長 商工観光課長 農業委員会事務局長 企画政策課長
まちづくり部会 第2部会	◎環境課長	○消防総務課長
基本目標3	防災安全課長 地域づくり支援課長	消防予防課長
福祉・健康部会	◎福祉課長	○高齢者福祉課長
基本目標1	地域包括ケア推進幹 子ども未来課長 保険年金課長	保健センター所長 子ども未来推進幹
教育・文化部会	◎教育総務課長	○ひとつくり支援課長
基本目標2	子ども未来課長 学校教育課長 学校給食センター所長 中央公民館長 郷土博物館長	子ども未来推進幹 スポーツ振興課長 文化財保護課長 図書館長
産業経済部会	◎商工観光課長	○農政課長
基本目標5	観光戦略推進幹 郷土博物館長	農業委員会事務局長 文化財保護課長
自治体経営部会	◎企画政策課長	○市民課長
施策の推進(計画の推進)	秘書課長 財政課長 広報広聴課長 財産管理課長 総務課長 人事課長	人権推進課長 地域づくり支援課長 男女共同参画推進センター所長 会計課長 税務課長 収納課長

第6次行田市総合振興計画

令和3年3月発行

■発行 行田市

〒361-8601 埼玉県行田市本丸2番5号

電 話 048-556-1111 (代表)

U R L <http://www.city.gyoda.lg.jp>

■編集 行田市 総合政策部 企画政策課

